

愛知県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 愛知県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図るための事業(以下「外国人看護師候補者就労研修支援事業」という。)に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助額)

第2 この補助金は、経済連携協定(EPA)に基づき外国人看護師候補者の受入施設が行う外国人看護師候補者就労研修支援事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について交付する。

なお、事業内容は下記のとおりとする。

(1) 日本語習得支援事業

外国人看護師候補者に対し、日本語学校等への就学や日本語講師の招聘など、外国人看護師候補者の日本語能力を向上させるために必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても合格後1年間に限り対象とする。

(2) 就労研修支援事業

外国人看護師候補者に対する国家資格の取得に向けた研修が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても合格後1年間に限り対象とする。

2 補助対象経費は、別表の第2欄に定める経費とし、次により算出した額を補助する。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

(3) (2)により選定した補助基本額の範囲内の額を交付額とする。

(申請手続)

第3 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別記様式1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 前項の規定による申請書等の提出期限は、別に定める。

(申請の取下げ)

第4 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第5 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知事に変更承認申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 前項の変更承認申請は、別記様式第1号に変更承認を受けようとする内容を記載した書面、正副2部を提出して行うものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第6 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事にその理由を記載した書類正副2部を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7 規則第13条に定める実績報告書及びこの添付書類の様式は、別記様式2号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することがある。

(関係書類の整備)

第9 補助事業者は、規則第10条に規定する関係書類を整備し、事業完了後5年間保存するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第10 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定し

た場合は、別紙様式3号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(実施細則)

第11 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成22年9月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年10月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年12月24日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費
1 日本語習得支援事業 外国人看護師候補者等1人当たり 117千円	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費
2 就労研修支援事業 1か所当たり461千円	